事務連絡

令和２年４月７日

熱海市議会　議員　各位

熱海市公営企業部 水道温泉課長

熱海市市民生活部 協働環境課長

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金等の支払い猶予について

平素より、本市水道事業に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど、一時的に水道料金等の支払いが困難となった方に対し、支払いの猶予を行うことといたしました。

詳細については下記のとおりです。よろしくお願いいたします。

記

　１　対象となる方

　　　・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に水道料金等の支払いが困難となった方で、次のいずれかの条件を満たす方。

　　　　　（１）令和元年度（令和２年３月請求分）までの水道料金等の未納がない方

　　　　　（２）分納誓約書を交わし、遅延なく履行している方

　２　猶予の対象となる料金

　　　・水道料金、下水道使用料（温泉汚水を含む）、温泉料金、初島下水処理施設使用料の

令和２年４月請求分から令和２年９月請求分まで

　３　猶予期間

　　　・請求月より最長６か月

　　【例】　令和２年４月末に納期を迎える料金は、令和２年１０月末まで

　　　　　　令和２年９月末に納期を迎える料金は、令和３年３月末まで

　４　手続きの方法

　　　・熱海市上下水道・温泉料金お客様センター（電話　０５５７－８６－６４８７）の窓口で相談を行い、猶予期間等を決定し申請書を提出

　５　受付開始日

　　　・令和２年４月８日（水）から令和２年９月３０日（水）まで

　６　その他

　・料金の減免を行うものではありません。

　・猶予期間終了後も、支払いについて分割納付等の相談に応じます。

【お問い合わせ先】 〇水道・下水道・温泉料金について

 　　　　　　　　　　　 熱海市公営企業部水道温泉課　経営企画室 電話：0557-86-6481

　　　　　　　　　　 〇初島下水処理施設使用料について

　　　　　　　　　　　　　 熱海市市民生活部協働環境課　環境センター 電話:0557-82-1153